

**民間事業者を活用した課外授業「旭塾」
協定締結事業者募集要項**

(公募型プロポーザル方式)

令和5年1月

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課

(大阪市旭区役所企画課)

目 次

第1章 事業の内容に関する事項	P 2
第2章 応募にあたっての手續等に関する事項	P 1 0
第3章 選定について	P 1 2
第4章 その他の事項について	P 1 4

第1章 事業の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

本事業は、旭区内の大阪市立中学校に在籍する中学生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外学習会を実施する事業です。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

2 基本条件・事業の実施方針

- (1) 各学年、各生徒の習熟度に合わせた教材や課外授業内容によって、子どもの習熟に応じた基礎学力向上及び学習習慣の形成に資する実施内容としてください。この指導は、少人数制個別指導とし、受講者全員に一律の指導を行ういわゆる集団授業型による指導は行いません。
- (2) 実施にあたっては、「大阪市塾代助成事業」で交付されている塾代助成カードでも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図ってください。
- (3) 事業者は、本市が実施場所等を無償で提供することにより、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、受講料月額 10,000 円の範囲内で、可能な限りの内容を構築し、実施してください。

3 事業について

(1) 事業の名称

民間事業者を活用した課外授業「旭塾」

(2) 事業実施予定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

ただし、事業実績により、双方合意のうえで、実施期間を2回まで更新できるものとし、その場合、実施期間の末日については、令和8年3月31日までとする。なお、実施期間の変更にかかる協議は、満了の4か月前までに行う。

(3) 課外授業「旭塾」開講予定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 事業実施場所

A 大阪市立旭陽中学校（大阪市旭区高殿5丁目9番31号）

南館1階 多目的室（約91平方メートル） 定員25人

光熱費の目安（年額）：14,500円

B 大阪市立大宮中学校（大阪市旭区中宮4丁目7番11号）

北館1階 図書室（約45平方メートル） 定員32人

光熱費の目安（年額）：14,500円

C 大阪市立旭東中学校（大阪市旭区新森6丁目7番25号）

北館1階 元食堂（約96平方メートル） 定員26人

光熱費の目安（年額）：11,000円

D 大阪市立今市中学校（大阪市旭区大宮5丁目13番40号）

本校舎1階 視聴覚室（約28平方メートル） 定員15人

光熱費の目安（年額）：8,500円

(5) 事業の内容等

事業の実施方針及び下記の①～⑤をふまえて、事業の企画及び運営を行ってください。事業者は事業の実施にあたっては別紙の様式第6号企画提案書にて提案する内容を誠実に実施してください。

① 企画について

基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を目指した課外授業「旭塾」を企画してください。

課外授業の内容は、文部科学省が告示する現行の「中学校学習指導要領」を指針としつつ、受講者の習熟度の分析を行った結果を反映させながら、習熟度に柔軟に対応させた指導内容としてください。

受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容の提案も可能とします。使用する教材については、自社商品に限るものではありません。ただし、実施会場におけるWiFi等インターネット環境、ICT機器については本市からは提供しません。

② 課外授業「旭塾」の実施・運営について

上記①の企画提案する事業実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報取り扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を実施してください。

また、基礎学力向上のため、3教科(国語・数学・英語)の教材、資料等を作成し

てください。使用する教材については、自社商品に限るものではありません。

課外学習の実施にあたっては、週2日・1日あたり2コマ（1コマ約50分）の開講とし、受講者が週2コマ受講することが可能な形としてください。ただし、同日に2コマ受講する場合、週2コマ通うとみなすことができます。

1コマあたりの受講者の定員については、3(4)事業実施場所に記載のとおりです。各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保してください。

気象警報の発令、災害、事故等の発生、不審者の侵入といった危機事象のほか、受講者の遅刻・欠席や、業務運営上支障をきたすような、突発的に発生するトラブル等、対処を要する事項を事前に想定し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ、生徒・講師等、関係者の健康には十分に配慮し、組織的な管理体制を整備してください。

③ 課外授業「旭塾」における受講者の保険について

受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入してください。

④ 受講者の募集について

旭塾受講者募集は、本市担当との調整を経た上で、事業者が募集チラシを作成して旭区内の中学校に在籍する各中学生に配布するほか、当該チラシを区役所内で配架してください。生徒は自らの属する中学校でのみ受講することができるものとします。

事業者は、電話での申込受付の他にインターネットによる申込受付を行うなど、受講希望者の申込が混雑しないような申込手法によって受講者を募集してください。また、募集の前に手法・期間について、本市担当と調整をしてください。

⑤ アンケートについて

受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と検証を実施してください。アンケートは、事業開始時、中間期頃、実施終了頃の3回行い、内容や実施時期については、事前に本市担当と調整してください。

アンケートは、実施ごとにすみやかに集計を行い、報告してください。

4 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告について

- (1) 事業実施にあたって、事前に本市と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。
- (2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、本市担当と適宜調整を行ってください。
- (3) 毎月の実施内容について、翌月の10日までに月例報告書（開講回数、受講者氏名及び各回の出欠状況が把握できるもの）を提出してください。

なお、受講者氏名及び出欠状況については各中学校へ情報提供を行うため、あらかじめ保護者へ情報提供にかかる同意を確認してください。

- (4) 本事業終了後は、収支明細（企画提案における経費内訳書と同じ様式とする）及び

事業成果を明記した事業実施報告書を提出してください。

5 事業実施条件等に関する事項について

気象警報の発令、災害、事故等の発生により当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、すみやかに本市担当に連絡し、対応を報告してください。また、受講者への連絡等の対応は事業者が行ってください。

6 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、以下の条件を遵守してください。

(1) 実施時間及び実施可能曜日

各会場の使用可能日時は、以下のとおりとします。

A会場：水曜日・土曜日 18時40分～21時（準備・後片付け時間を含む）

B会場：火曜日・木曜日 18時40分～21時（準備・後片付け時間を含む）

C会場：水曜日・土曜日 18時40分～21時（準備・後片付け時間を含む）

D会場：月曜日・水曜日 18時40分～21時（準備・後片付け時間を含む）

※ただし、施設における行事等やむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合があります。事業者は使用スケジュールについて、使用月の前月の15日までに、翌月のスケジュールを学校長に報告し、必要に応じて調整し、調整後の内容を使用月の前月中に本市担当あて提出してください。

※その他、想定される緊急時・災害時においては、上記に関わらず、使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

(2) 本市から提供する備品・設備等

① 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市の備品（机、椅子、ホワイトボード等）を無償貸与できますが、その範囲は本市と調整の上決定します。

② 事業実施場所における設備について

- ・空調（冷暖房）は、必要に応じ使用可能です。使用にかかる電気代等の費用については事業者が負担する必要があります。
- ・机、椅子、スチール保管庫、ホワイトボードは使用可能です。移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状復帰してください。
- ・事業実施中は、基本的に本市職員の立会いはないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠及び設備の管理は事業者の責任において管理してください。

(3) 会場の使用について

① 開講日ごとに、開講時間後に会場（通路等含む）の清掃を行い、開講前の状態への原状回復を行うこと。

- ② 開講前は、各会場への入口の施錠管理を瑕疵なく行い、開講時間後は、速やかに原状回復を終えて施錠等を行い退所すること。

(4) 経費の負担

- ① 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費、通信費、交通費、広告費、保険料、集会所使用料等のすべての経費は事業者の負担とします。
なお、本件事業にかかるリスクに対応する保険については、必ず加入してください。
- ② 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により納入してください。
- ③ 事業を遂行するために必要となる経費について、市は一切の費用を負担しません。

(5) 受講料の支払について

受講者から支払を受けてください。支払方法については、各事業者の方法によるものとします。

大阪市塾代助成事業の塾代助成カードで支払を受ける場合は大阪市塾代助成事業の制度に基づき支払を受けてください。

(6) 事業実施上の制限

- ① 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。
- ② 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。
- ③ 事業者は、事業実施場所について原状回復ができない変更をしてはなりません。

(7) 事業実施の取消又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取消又は変更をすることがあります。その場合にかかる経費については本市は負担いたしません。

- ① 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。
- ② 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。
- ③ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。
- ④ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

(8) 原状回復

- ① 事業実施を取消した時、協定の解消に至った時、又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らない時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市の備品・設備等（以下、「事業実施物件」という）を原状回復しなければなりません。開講期間中は、学校施設を使用する際には、清掃等、開講前の状態に回復してください。

ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。

- ② 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は異議を申立てることができません。

(9) 損害賠償

- ① 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければなりません。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。

- ② 前項の定める場合のほか、事業者は、締結した協定等により定めた義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(10) 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害（下記(11)を除きます）については、事業者がその費用を負担しなければなりません。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除きます）のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担します。

(11) 第三者に及ぼした損害

- ① 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、下記の③に定めるものを除いて、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者がその賠償額を負担しなければなりません。

- ② 上記の①にかかわらず、①にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除きます）のうち、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業者が、本市の指示又は貸与品等が不相当であること等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではありません。

- ③ 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除きます）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業を行うにつき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担しなければなりません。

(12) 実地調査等

本市は、事業実施にかかる備品・設備等について随時に実地調査を行い、その維持又は使用に関し指示することがあります。

(13) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- ① 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取り消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。
- ② 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとします。

(14) 個人情報の取り扱い

下記の①～⑩をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失等（以下『漏えい等』という。）が生じないよう事業を実施してください。

- ① 個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しないでください。ただし、本市の書面による承諾があればこの限りではありません。
- ② 本市から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた事業者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理してください。
- ③ 記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理してください。
- ④ 記録媒体等について、本事業終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、本市へ報告を行ってください。
- ⑤ オンライン学習等を利用する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築するよう努めてください。
また、本事業従事者が SNS 等において受講者等の個人情報等が流出しないよう、特に留意してください。本事業従事者と受講者との間で SNS に関わる情報の授受は、本市との協議の上で認めたものを除き、一切行わないこととします。
- ⑥ 本市が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはいけません。
- ⑦ 事業者は、自己の事業従事者その他関係人について、①～⑥の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。
- ⑧ 個人情報等の他、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。
- ⑨ ①～⑧に定めた内容は、この協定が解消した後もしくは有効期間が満了した後においても、同様とする。
- ⑩ 本市は、事業者の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、事業者に対し改善を求めるとともに、本市が事業者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができます。

- ⑪ 事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはなりません。ただし、事業者から複製についての同意にかかる依頼の書面が本市に提出され、本市がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りではありません。
- ⑫ ⑪ただし書に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理してください。

(15) 個人情報等の保護状況に関する検査の実施

- ① 本市は、必要があると認めるときは、事業者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施します。
- ② 事業者は、本市の立入検査の実施に協力してください。
- ③ ①の立入検査の結果、個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、本市はその改善を求めるとともに、事業者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができます。

(16) 大阪市個人情報保護条例に基づく事実の公表

- ① 本市は、事業者が大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下、「保護条例」という。）第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができます。
- ② 本市は、事業者が①に定めた勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができます。
- ③ 本市は、①②に定めるもののほか、事業に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができます。

(17) 法令の遵守

事業の実施にあたっては、保護条例の外、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(18) その他の注意事項

- ① 事業実施後、当該事業の実施期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の協定を解消することがあります。
- ② 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。
- ③ 令和5年度予算が成立しない場合、本件公募型プロポーザルが無効となる可能性があります。

第2章 応募にあたっての手續等に関する事項

1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 企画提案書の提出時において、「大阪市塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。
企画提案書の提出時において、「大阪市塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである事業者については、「大阪市塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、「大阪市塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。
- (6) 実施事業者として選定された場合、「大阪市塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り令和5年4月の課外授業開始に対応できるよう、事業実施のために必要な登録申請を行うこと。
- (7) 納税義務者にあつては、直近1か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

2 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年1月13日（金） |
| (2) 質問受付の締切 | 令和5年1月19日（木） |
| (3) 質問回答 | 令和5年1月24日（火） |
| (4) 参加申請関係書類提出期限 | 令和5年1月27日（金） |
| (5) 参加資格決定通知 | 令和5年2月1日（水） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和5年2月10日（金） 正午 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和5年2月20日（月） |
| (8) 選定結果通知 | 令和5年2月21日（火） |
| (9) 事業開始日 | 令和5年4月1日（土） |
| (10) 事業終了 | 令和6年3月31日（日） |

3 応募手続き等に関する事項

受付は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については、旭区役所のホームページよりダウンロードしてください。

(1) 参加申請

① 提出書類

ア 参加申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 法人又は団体の概要（様式第3号）

エ 使用印鑑届（様式第5号）

オ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの：写し可）

カ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
（発行日から3か月以内のもの：写し可）

※登記事項証明書は履歴事項全部証明書を提出してください。

※任意団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し、直近の法人税納税証明書（その2）を提出してください。ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出してください。非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。

キ 直近3期分の決算報告書

財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書

ク 直近1か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
（発行日から3か月以内のもの：写し可）

ケ 直近1か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
（発行日から3か月以内のもの：写し可）

コ 大阪市塾代助成事業参画事業者登録決定通知書（写し）

※大阪市塾代助成事業未参画事業者については、公募型プロポーザル参加申請時点では提出を要しません。

※エ～ケについて、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格名簿に登録されている事業者は提出を省略できます。

② 受付期間 公募開始日～令和5年1月27日（金）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

※申請書類については、持参または送付とします。

送付の場合は必着とし、「第4章 4提出先」の担当に相違なく送付してください。

③ 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和5年2月1日（水）に電子メールにより通知します。

(2) 質問の受付

- ① 提出方法 別紙「質問票（様式第4号）」に記載し、「tp0010@city.osaka.lg.jp」までE-Mailで提出してください。
※電話や口頭での質問は受け付けません。
- ② 受付期間 公募開始日～令和5年1月19日（木）
- ③ 質問回答 令和5年1月24日（火）に旭区役所ホームページにて公開します。

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出書類 企画提案書（様式第6号）
- ② 提出部数 正本1部（A4判、記名・代表者印を押印したもの）
副本7部（A4判、写し可、記名・押印なし） 計8部
※提出できる案は1案のみとします。
※パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行い、提案事業者が推定できる記載は一切行わないでください。
- ③ 企画提案書の内容
ア 本事業の考え方・具体的内容について
イ 事業実施体制
ウ 効果検証について
エ 危機管理体制について
オ 過去2年間の類似業務、実績
カ 本事業における経費内訳書（積算根拠のわかるもの）
※ 提出できる案は、1案のみとします。
- ④ 提出期限 参加資格決定通知を受け取った日～令和5年2月10日（金）正午
午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分
（※最終日のみ正午まで）
※申請書類については、持参または送付とします。
送付の場合は必着とし、「第4章 4 提出先」の担当に相違なく送付してください。

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

- ① 事業目的及び事業内容の理解度【10点】
- ② 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、専門性【40点】
- ③ 危機管理体制【20点】

- ④ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【10点】
- ⑤ 類似事業から得られた経験の豊富さ及び運営基盤【10点】
- ⑥ 費用積算根拠の妥当性・効率性【10点】

(2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

審査は、学識経験者等が選定委員となって構成される「民間事業者を活用した課外授業「旭塾」協定締結事業者選定委員会」にて、上記(1)に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味し、最も優れていると評価された企画提案者を協定締結事業者として選定します。

ただし、最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者は無しとします。

また、評価点が最も高い提案者が複数の場合は、「②事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、専門性」の得点が高いものを協定締結予定事業者とします。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) プレゼンテーション審査（予定）

- ① 実施日時 令和5年2月20日（月）10時～
詳細は、企画提案書提出者あて別途通知します。
- ② 実施場所 大阪市旭区大宮1丁目1番17号 旭区役所
- ③ 出席人数 1団体につき、4名までとします。
- ④ 内容・方法等 第2章3(3)の企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。
また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。
1団体あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とします。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、旭区役所ホームページに掲載します。

第4章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提出書類は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めません。
- (6) 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、事業者の選定後に、本市担当と選定事業者で協議を経て細則等の策定を行うため、必ずしも全てにおいて提案内容どおりの実施とならない場合もあります。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

2 協定に関する事項

- (1) 選定した事業者と協定を締結します。本要項の詳細については選定事業者との調整のうえ、協定の細則にて定めます。
- (2) 選定事業者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定交渉を行うことができるものとします。
ただし、評価点が満点の60%を下回っている者を除きます。
事業者の選定後は、協定・細則の締結前に、本事業全般において協議を行います。

3 その他

本要項に定めのない事項については、その都度、本市担当と事業者において適宜協議、調整を行い決定します。

4 提出先、問合せ先

〒535 - 8501 大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号

大阪市旭区役所企画課

担当：西・白川

TEL：06-6957-9683

FAX：06-6952-3247

E-Mail：tp0010@city.osaka.lg.jp